

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん 長期利用料

月額料金 (円)

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護3	利用料	793	793	793	793
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	86	86	86	86
	処遇改善加算	97	97	97	97
	合計	2,096	2,186	2,936	4,374
月額(31日)		64,966	67,756	91,006	135,584

2割負担

		第4段階
利用料	1,586	
食費	1,392	
居住費(個室)	2,006	
加算分	194	
処遇改善加算	196	
合計	5,374	
月額(31日)		166,588

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護4	利用料	862	862	862	862
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	86	86	86	86
	処遇改善加算	104	104	104	104
	合計	2,172	2,262	3,012	4,450
月額(31日)		67,341	70,131	93,381	137,959

		第4段階
利用料	1,724	
食費	1,392	
居住費(個室)	2,006	
加算分	172	
処遇改善加算	209	
合計	5,503	
月額(31日)		170,579

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護5	利用料	929	929	929	929
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	86	86	86	86
	処遇改善加算	112	112	112	112
	合計	2,247	2,337	3,087	4,525
月額(31日)		69,646	72,436	95,686	140,264

		第4段階
利用料	1,858	
食費	1,392	
居住費(個室)	2,006	
加算分	172	
処遇改善加算	223	
合計	5,651	
月額(31日)		175,190

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

生活機能向上連携加算・・・ リハビリを実施している医療提供施設と連携し、機能訓練を実施する際に係る加算です。月単位で、108円(この分の処遇改善8円を含む)が上記合計額に加えて算定されます。

初期加算・・・ 入居開始後30日間は、1日当たり30円(1割負担の場合)が加算されます。また、30日を越えて病院等へ入院し再び当施設を利用した場合も30日間は、上記金額が加算されます。

外泊加算・・・ 入院または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じ、1ヶ月に6日を限度として1日当たり、246円(1割負担の場合)が加算されます。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超の場合世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合